

令和2年第1回 築上町農業委員会定例総会 議事録

- 開催日時 令和2年1月7日(火) 午前10時00分～
- 開催場所 築上町役場築城支所 2階第4・第5会議室
- 出席委員 13(名)

出欠	役職	議席	氏名
出席	会長	14番	蛭崎 正徳
出席	副会長	13番	吉留 福生
出席	委員	1番	出口 貞味
出席	委員	2番	宮野 葵
出席	委員	3番	蛭崎 幸生
出席	委員	4番	椎野 洋文
出席	委員	5番	横山 員伸
出席	委員	6番	西田 浩二
出席	委員	7番	小野 俊明
出席	委員	8番	椎葉 千亜紀
出席	委員	9番	奥本 速雄
出席	委員	10番	後藤 聖四郎
出席	委員	11番	築別 修一
欠席	委員	12番	吉田 俊明

- 事務局 事務局長 鍛冶 孝広
事務局 江本 昭二郎
柴田 歩美

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 議案第1号 農地法第3条の規程による許可申請について
- 第3 議案第2号 農地法第4条の規程による許可申請について
- 第4 議案第3号 農地法第5条の規程による許可申請について
- 第5 議案第4号 非農地証明願について
- 第6 報告事項
- 第7 その他

6. 会議の概要

会議の概要については次のとおり。

令和2年第1回 築上町農業委員会定例総会 会議の概要

議長（蛭崎会長） 新年明けましておめでとうございます。今年もよろしく申し上げます。
ただいまの出席委員数は、13名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第1回築上町農業委員会定例総会を開会いたします。

日程第1、会議録署名委員の指名について

議長（蛭崎会長） 会議録署名委員は、築上町農業委員会総会会議規則第20条第2項の規定により、7番：小野委員と8番：椎葉委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2、議案第1号

議長（蛭崎会長） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読をお願いします。

事務局 【 議案朗読 】

議長（蛭崎会長） 議案の朗読が終わりました。
議案第1号の1、申請人：[]さんの件について、横山委員さんから説明をお願いします。

5番（横山委員） この案件につきましては、松丸集落センターから南西に390mと405m、西に430m程行った所にある農地です。今回、所有者の[]在住の[]さんが、[]さんに売買し、農地管理を任せるものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議お願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの1番申請についてご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第1号の1について、許可することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

日程第2、議案第1号の1、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。

続きまして、議案第1号の2、申請人：[]さんの件について、椎野委員さんから説明をお願いします。

4番（椎野委員）

この案件につきましては、伝法寺生活改善センターから西に60mと北西に250m程行った所にある農地です。今回、所有者の[]さんが、[]さんに売買し、農地持分6分の1を所有権移転するものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長）

これより審議に入ります。

ただいまの2番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員

「なし」

議長（蛭崎会長）

質問等ありませんので、お諮りいたします。

議案第1号の2については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」

議長（蛭崎会長）

異議なしと認めます。

日程第2、議案第1号の2、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。

日程第3、議案第2号

議長（蛭崎会長）

日程第3、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局

【 議案朗読 】

議長（蛭崎会長） 事務局の朗読が終わりました。
議案第2号の1、申請人：[]さんの件について、蛭崎委員さんから説明をお願いします。

3番（蛭崎委員） この案件につきましては、真如寺農業集落センターに隣接する農地です。申請地農地区分は、第1種区分に該当しますが、第1種農地の例外規定、農業用施設により、転用可能な農地と考えられます。今回、申請人の[]さんが申請地を農業用資材置き場にするものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第4条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの1番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第2号の1については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第3、議案第2号の1、農地法第4条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。
続きまして、議案第2号の2、申請人：[]
[]さんの件について、西田委員さんから説明をお願いします。

6番（西田委員） この案件につきましては、JR築城駅から北に250m程行った所にある農地です。申請地農地区分は、都市的整備がされた区域内の農地で、第3種に該当する農地と判断します。今回、申請人の[]
[]さんが、平成30年11月26日に駐車場、資材置き場にするとして、農地転用許可処分を受けた農地転用計画を倉庫、事務所、駐車場にするとして計画変更を行うために申請を行ったものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第4条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの2番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第2号の2については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第3、議案第2号の2、農地法第4条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。
続きまして、議案第2号の3、XXXXXXXXXXさんの件について、椎葉委員さんから説明をお願いします。

8番（椎葉委員） この案件につきましては、JR 築城駅から西に100m程行った所にある農地です。申請地農地区分は、都市的整備がされた区域内の農地で、第3種に該当する農地と判断します。今回、申請人のXXXXXXXXXXさんが、申請地を貸し駐車場にするものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第4条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの3番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第2号の3については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第3、議案第2号の3、農地法第4条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。

日程第4、議案第3号

議長（蛭崎会長） 日程第4、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局 【 議案朗読 】

議長（蛭崎会長）

事務局の朗読が終わりました。

議案第3号の1、申請人：[]さんの件について、事務局から説明をお願いします。

事務局

この案件は、令和元年第11回定例総会にて許可相当としました案件ですが、許可が下りる前に申請者より進入路の計画変更の申出がありましたので、改めてお諮りするものです。概要説明は以前と同じものになりますが、申し上げます。

この案件につきましては、町立築城中学校から南西に85m程行った所にある農地です。申請地農地区分は、生産性の低い小集団の農地で、第2種に該当する農地と判断します。今回、申請人の[]さんに[]在住の[]さんが土地を贈与し、資材置場にするものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第5条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

また、進入路の変更内容としましては、まず、当初は県道沿いの方が一人通れる程度の細い道を使用し、近隣の町所有地を借り、そこにトラックを止め申請地へ一輪車等で資材を運ぶ予定でした。しかし、近隣住民の同意を得られず、また、自治会長との話し合いでも良い結果が得られなかったため、向かいの町道からの道を進入路としたのか今回の申請となります。道は途中までは軽トラが通れる道幅ですが、その先の畦道は隣接する田の所有者から畦が崩れるので車を通らせないでほしいとの要望があったため、一輪車等で資材を運ぶとのことです。

議長（蛭崎会長）

これより審議に入ります。

ただいまの1番申請についてご意見、ご質問はございませんか。

委員

資材は一輪車で運べるものですか。また、進入路は他にはないのでしょうか。

事務局

木材等の大きなものではなく、砂利等の資材を置くための資材置き場にするとのことですので、その点は問題ないかと思われます。

道は前回と今回の進入路しかなく、それ以外となると進入路を新設するしかないですが、近隣農地の所有者から断られたと聞いております。

議長（蛭崎会長）

外にご意見、ご質問はございませんか。

委員

「なし」

議長（蛭崎会長）

質問等ありませんので、お諮かりいたします。

議案第3号の1について、許可することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第4、議案第3号の1、農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。

日程第5、議案第4号

議長（蛭崎会長） 日程第5、議案第4号「非農地証明願について」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局 【 議案朗読 】

議長（蛭崎会長） 事務局の朗読が終わりました。
これについて、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第5号の1について、許可することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

日程第6、報告事項

議長（蛭崎会長） 日程第6、「報告事項」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局 【 報告事項一括朗読 】
農地法第18条第6項の規定による合意解約 3件
農業耕作者・管理者名義変更届 5件
農地法施行規則第29条第1項届 0件
農地改良行為届 0件

議長（蛭崎会長） 事務局の説明が終わりました。
これについて、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

議長（蛭崎会長） 以上をもちまして、令和2年第1回築上町農業委員会定例総会の議事はすべて終了しました。これにて閉会といたします。

令和2年 1月 7日

上記のとおり相違ありません。

署名委員

7番委員（小野 俊明 委員）：

小野 俊明 

署名委員

8番委員（椎葉 千亜紀 委員）：

椎葉 千亜紀 